

## 北海道旭川市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

令和4年11月1日  
公正取引委員会事務総局  
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催してきております（別紙参照）。

このたび、北海道事務所では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

### 記

- 日時等 令和4年11月16日（水）  
3講時 10:50～11:40  
4講時 11:50～12:40
- 場 所 北海道旭川商業高等学校  
北海道旭川市曙3条3丁目1番1号
- 講 師 公正取引委員会事務総局北海道事務所職員
- 対象者 会計科 2年生 38名
- 内 容 市場経済の仕組み、独占禁止法の役割及び公正取引委員会の活動等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。  
御希望の場合には、令和4年11月14日（月）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課
	電話 011-231-6300（代表）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/">https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/</a>

# 独占禁止法教室（出前授業）の御案内

公正取引委員会では、実務経験を積んだ職員を講師として学校へ派遣し、独占禁止法の役割や市場経済の仕組み、競争の重要性等について分かりやすく授業をする「独占禁止法教室」を開催しています。

独占禁止法教室では、講義のほか、生徒が企業経営者の立場になって、ライバル企業よりも多くの消費者に商品やサービスを選んでもらえるような販売方法を考えてもらい、実演販売を行ってもらったり、ほかの生徒には消費者の立場になってもらい、安価で良質な商品やサービスを多数の中から自由に選択できることを可能にしている「市場における競争」の重要性を学ぶシミュレーションを体験してもらったりします。また、生徒が審査官役となり模擬立入検査や模擬事情聴取を行ったりする体験型の学習も行います。

## 授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

### ステップ1：キーワードを学習

「独占禁止法」、「市場経済」、「競争」等のキーワードを示して、授業における理解目標を認識し、独占禁止法の概要、市場経済の仕組み、競争の必要性・重要性を総合的に理解する。



### ステップ2：シミュレーションゲーム

仮想電気街を設定し、販売店の立場に立って、販売店が価格競争やサービス競争等によって多くの消費者を獲得することを目指すシミュレーションを行い、競争の必要性・重要性、競争による消費者のメリットを理解する。



### ステップ3：身近な事例紹介

身近な商品・サービス等について、「カルテル」などの独占禁止法違反行為事例を紹介し、日常生活との結び付きを実感し、問題意識を高める。



近年の独占禁止法教室の開催状況（全国）

（単位：回）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (4月～9月)
中学校	57	29	34	1
高校	56	9	23	5
大学等	120	96	116	62